

キース・フォークス著・中川雄一郎訳

## 『シチズンシップ——自治・権利・責任・参加』

(日本経済評論社, 3,200円+税、2011年5月、284頁)

富沢 賢治

### 1. シチズンシップの重要性

「非営利・協同総合研究所のちとくらし」の理事長である中川雄一郎氏は、最近、機会があるたびにシチズンシップの重要性について熱っぽく語っている。数年前、中川氏の講演のあと、「シチズンシップを日本語で端的に言うと、どういうことになるのですか」と質問したことがある。いま考えると中川氏は、その当時この本の翻訳に熱中していたのであろう、質問に対して丁寧に説明してくださった。

本書の「訳者あとがき」で中川氏は、「私は、2008年にキース・フォークス教授の『シチズンシップ』を手にするや、どうしても翻訳したくなった」と、本書に対する思い入れの深さを述べている。そして、翻訳作業が終わった今、「私は協同組合研究や社会的企業研究などにシチズンシップを下敷きとする『新しい研究アプローチ』を構築していきたいと意気込んでいるところである」と書いている。

シチズンシップは、現代における重要な政治的理念の一つであり、欧米における研究の蓄積は厚い。しかし、日本での本格的な研究はまだこれからというところである。そのような状況下で中川氏が本書を翻訳した功績は、まことに大きい。本書は、シチズンシップをめぐる現代の議論と論争を著者の視点から整理した理論書であり、シチズンシップに関する恰好な入門書ともなっているからである。

それにしてもシチズンシップという言葉が日本語にするのは難しい。フレンドシップ(友情)とかリーダーシップなどの例に見られるように、shipという英語は、名詞に付けて抽象名詞をつ



る接尾語である。そうすると、シチズンシップを直訳すれば、「シチズン(市民)であること」あるいは「市民性」とでも訳せようか。でも、これではシチズンシップの内容が伝わってこない。

シチズンシップは、従来「市民権」と訳されることが多かった。すなわち、個人が市民として有する権利と解されたのである。しかし、シチズンシップは、権利だけでなく責任をも包含する概念である。すなわち、政治的理念としてのシチズンシップは、個人が権利を有するだけでなく、安定した統治を支える共同の「責任」があることを意味する理念である。さらに、統治を支える責任から導出される概念として「参加」がある。こうして、権利と責任と参加が、シチズンシップの主要な内容となる(と私は理解する)。

いま私は、さいたま市の市民自治基本条例の策定にかかわっている。検討委員会では、市民をどう定義するかという問題をはじめとして、市民自治を構成する市民の権利・責任・参加のあり方をめぐって、熱心な議論が1年以上続いている。し

かし、委員のあいだで、「市民」という概念についての共通理解が、いまだに成立していない。

そもそも市民とはなにか。市民を「自立した人間同士がお互いに自由・平等・公正な関係に立って公共社会を構成し、自治をその社会の運営の基本とすることを目指す自発的人間類型」と規定する学者もいるが、その場合は、市民は、現実存在する住民や国民というよりも、理想的な、規範的な人間としてイメージされている。

日本社会では「市民」という言葉は、いまだに外国語のようなよそよそしさを持っている。

日本の法律のなかで「市民」と言う言葉が用いられたのは、特定非営利活動促進法（1998年）が初めてである。第1条で、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と、述べられている。

「市民」についての共通理解がないので、「市民自治」についての共通理解を得ることはたいへん困難である。自民党は、『チョット待て!! “自治基本条例”——つくるべきかどうか、もう一度考えよう』というパンフレットを最近配布している。条例案を検討するなかで私は、条例の名称を、たんに「自治基本条例」とするのではなく、「市民自治基本条例」とすべきだと主張した。私見に対しては委員会内でも反論が強かったが、委員会案としては「市民自治基本条例」という名称が採用された。しかし、この名称は、これから市議会等でも問題とされるかもしれない。

この例からもわかるように、日本社会のなかで、まさにシチズンシップの重要性が現実化している。

## 2. 本書の内容

シチズンシップは、主として自由主義論者によって展開されてきた。フォークスは、本書全体を通じて、自由主義的なシチズンシップ理解の本質と限界を明かにしている。

彼は、自由主義を拒否するのではなく、むしろ自由主義が約束したこと（平等、個人の権利など）を実現させるためにはどうすべきか、という問題を

を解こうとしている。

第1章「シチズンシップの理念」では、シチズンシップという概念の歴史的な考察がなされる。第2章「シチズンシップと国民国家」、第3章「権利と責任」、第4章「多元主義と差異」、第5章「シチズンシップの高まり」、第6章「グローバル時代のシチズンシップ」では、シチズンシップの自由主義的理解の問題点が詳細に考察される。第7章「むすび」では、全体の要約とシチズンシップの将来展望がなされる。

フォークスはつぎのように主張する。

シチズンシップは、権利侵害に異議を申し立てる理念として大きな潜在能力を持っている。しかし、自由主義者ももっぱら個人的権利を重視してきたために、シチズンシップの本質を大きく傷つけた。

自由主義者は、国家が形成される以前から個人が自律性を有する存在であると仮定するために、また、国家と市場についての独自の仮説のために、権利の論拠が抽象的で、権利と責任との関係が曖昧になる。

シチズンシップが意義を持つためには、権利と責任が対立関係にあるのではなく、権利と責任が相互に支え合うのだと見る視点が必要である。権利と責任とを結びつける鍵は「参加の倫理」である。この参加の倫理を促進するのは民主的統治システムである。個人的権利の基盤は、政治的コミュニティだから、個人はそのコミュニティを維持するために責任を自発的に負わなければならない。シチズンシップの主要な機能は、「他者の権利の尊重」と、その権利を支える制度を維持するために必要な役割を果たす「責任の尊重」という原則に基づいて社会を統治することである。

コミュニティのメンバーが責任の意識を持たなければ、安定した人間的なコミュニティは成立しない。権利と責任と参加に支えられることによって「シチズンシップは人間的な統治のための優れた基礎となる」（7ページ）。

そのためには、さらに「権利と責任」という価値意識を、公的領域だけでなく私的な領域を含め、すべての人間関係に適用しなければならない。すべての人間関係においてシチズンシップを遂行することが必要である。個人的な諸関係において「親

密なシチズンシップ」を発展させることは、私的領域内の合意形成と社会の民主化にとって決定的に重要である。

シチズンシップを国籍に基づいて規定することは、自由主義が理想とする自由と平等を制限することになる。国家権力が理想の実現を阻むからである。シチズンシップは、現代の国家関係から自らを切り離さなければならない。

シチズンシップは、支配と相容れない。シチズンシップは、支配の根源が国家であろうと教会であろうと夫であろうと、個人を統治能力のある自律的な個人として認めない力に対しては対抗的な関係に立つ。シチズンシップは、受動的なステー

タスではなく能動的なステータスである。シチズンシップと支配関係を区別するものは、「参加の倫理」である。

シチズンシップの構成要素は、権利、責任、政治的参加である。それらは人間的な統治に不可欠なものである。シチズンシップの潜在的解放能力を顕在化させるためには、シチズンシップと国家・市場との間の排他的な関係のなかにあるいくつかの環（リンク）を打破しなければならない。

（とみざわ けんじ、聖学院大学大学院教授、研究所顧問）